## 新型コロナウイルス感染症の「治ゆ報告書」について

日頃より本市の感染症予防対策にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。 新型コロナウイルス感染症が、5月8日以降5類感染症に位置づけられたことから、今後は、 保護者の記入による「治ゆ報告書」を提出いただくことになりました。

つきましては、児童が新型コロナウイルス感染症に感染した場合は、次のとおりご対応くださるようお願いいたします。

記

- 1. 電話または保護者アプリ(コドモン)で保育所、認定こども園にご連絡ください。
  - 児童が感染したことをお知らせください。その際、症状や、発症日、登所(園)再開の目 安などお聞かせください。
  - ・児童は、発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで「出席停止」となります。
  - 無症状の場合は、検体を採取した日から5日を経過するまで「出席停止」となります。
- 2. 新型コロナウイルス感染症「治ゆ報告書」を記載してください。
  - ・記載例を参考に保護者が記載してください。(医師が記入する書類ではありません)
  - ・用紙は、保育施設で配布している他、富山市のホームページ 「育さぽとやま」からダウンロードすることもできます。 右の二次元バーコードからアクセスできます。



治ゆ報告書

3. 登所(園)を再開する際に、「治ゆ報告書」を保育所、認定こども園に提出してください。

【問い合わせ先】 こども保育課指導育成係 TEL 443-2060(直通)